相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県川内市東開聞町二〇八番地、最後の住所鹿児島県川内市宮崎町二八五〇番地
一〇　被相続人　亡　坂田　正弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日
事務所鹿児島市中町一一番四号　熊谷ビル二階　弁護士法人鹿児島中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　犬童　正樹

無縁墳墓等改葬公告

福岡市早良区原ウ号墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十一年九月二十四日
一、墳墓等所在地　福岡市早良区飯倉八丁目五八四番地
一、墳墓等の名称　福岡市早良区原ウ号墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　福岡市早良区原一丁目一五番二五号　福岡市早良区原財産区　代表八木　貞夫

無縁墳墓等改葬公告

福岡市早良区原エ号墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十一年九月二十四日
一、墳墓等所在地　福岡市早良区原六〇九番地
一、墳墓等の名称　福岡市早良区原エ号墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　福岡市早良区原一丁目一五番二五号　福岡市早良区原財産区　代表八木　貞夫

登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　やまぎんディーシーカード株式会社
代表者の氏名　代表取締役　我妻　良彦
本店の所在地　山形市十日町二丁目四番一号
その他の営業所及び所在地
庄内営業所　山形県鶴岡市千石町九番一一一号
登録番号　東北第二十八号
登録年月日　平成五年八月五日
二、廃止した営業所
名称　庄内営業所
所在地　山形県鶴岡市千石町九番一一一号
登録年月日　平成十一年六月一日
廃止年月日　平成二十一年六月二十七日
三、営業保証金の額　金五万円
四、前号の保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書三通を東北経済産業局長に提出してください。
五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金は取戻されます。

平成二十一年九月二十四日
山形市十日町二丁目四番一号
やまぎんディーシーカード株式会社
代表取締役　我妻　良彦

登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　すみしんライフカード株式会社
代表者の氏名　代表取締役　中田晶一郎
本店の所在地　東京都千代田区有楽町一丁目二番二号
二、登録年月日　平成十七年二月十八日
登録削除年月日　平成二十一年五月二十八日
三、営業保証金の額　金十万円

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成21年9月24日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①中島商事株式会社（ニューキャノントラベル）　②第3種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第3－980号　④中島商事株式会社　代表取締役　西村繁　埼玉県羽生市南6－11－16　⑤本社営業所　埼玉県羽生市南6－11－16　⑥平成17年8月24日　⑧平成21年8月31日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県羽生市南6－11－16　中島商事株式会社　代表取締役　西村繁

C　①株式会社コックス・アンド・キングス・ジャパン　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－3755号　④株式会社コックス・アンド・キングス・ジャパン　東京都世田谷区三軒茶屋二丁目2番16号　代表取締役　松井千枝子　⑤本社営業所　東京都世田谷区三軒茶屋二丁目2番16号　⑥平成8年4月17日　⑨平成21年6月1日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都世田谷区三軒茶屋二丁目2番16号　株式会社コックス・アンド・キングス・ジャパン　代表取締役　松井千枝子